

子どもの遊び場事業今後の方向性

1 事業の背景と現状

千代田区においては、平成25年度より「子どもの遊び場に関する基本条例」に基づき、子どもが屋外でのびのびと遊ぶことができる環境づくりを推進してきた。区民ニーズ調査等の意見を踏まえ、毎年度、遊び場の確保に努めた結果、現在では区内10か所において事業を展開している。

加えて、遊び場事業以外にも、一部の公園においてボール遊びが可能となる利用ルールの適用や、夏場の花火使用の許可など、子どもが自由に遊べる環境の整備が進みつつある。

2 今年度の取り組み

今年度は、子どもの遊び場のさらなる充実を図るため、4月より旧九段中学校の校庭および体育館を活用した新たな遊び場事業を開始した。

また、猛暑日が続く異常気象が常態化する中、夏場でも子どもが安全に遊べるよう、冷房の効いた快適な環境として、旧九段中学校の体育館および一部区立小学校の体育館を開放することとした。

さらに、関係部署においても、遊び場事業に類似した様々な事業を展開している。

3 今後の課題と方向性

今後の需要を見据えた遊び場事業の在り方について、方針の検討が必要である。検討にあたっては、千代田区教育委員会が実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」において「【資料3】子どもの遊び場事業の維持目標の設定について」を提出し、【資料4】のとおり評価を受けた。

目標としていた遊び場の量的確保については、一定の成果が得られたと考えられる。今後は、現行の遊び場面積の維持を図るとともに、夏の暑さ対策や既存区有施設の有効活用（キャッチボール広場等）を進め、遊び場のさらなる充実を目指す。

また、令和9年度から旧永田町小学校の解体及び和泉小学校の建て替えに伴い、既存の遊び場事業実施箇所の一部が利用できなくなることから、代替施設の検討が必要である。

4 検討いただきたい事項

- 遊び場の量的確保から質的充実への転換について
- 旧九段中におけるキャッチボール広場の検討について
- 既存遊び場事業の代替施設について